

令和6年度 笛吹市立境川小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定

令和元年12月改定

令和5年 3月改定

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画投稿や無料通話アプリの利用等、新たないじめ問題が生じる等、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年4月に「山梨県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針として「笛吹市立境川小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

ここでいう「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知する。さらに、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめにつながる行為等の情報が一部の教職員にとどまることなく、組織による認知が機動的に行えるように、情報を集約する仕組みをつくる。情報を集約・整理する担当が中心になって、管理職への報告を行い、組織の判断を得たのち、その判断に基づいた動きを学校体制で行う。

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心のアンケート」やＳＣとの相談の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- チャイム席、正しい姿勢、話の聞き方・発表の仕方など学習規律の徹底を図る。
- 話し合い活動、学級会活動を充実し、一人一人の居場所作りや絆づくりに努める。

(2) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- 豊かな体験活動を設定し、6年間を見通した体系的、計画的な実施を図る。

(3) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- いじめを自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるようとする。

(4) 相談体制の整備

- ＳＣと連携し、アドバイスや情報収集を行い、さらに職員研修で共通理解を図る。

(5) 児童会活動の充実

- 児童会活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(6) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

(7) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や保育所と情報交換や交流学習を行う。

全体を通して、児童生徒に対し、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように勤める。

(8) その他

- 特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うようにする。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、中学校、地域住民課、児童課や心の発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「楽しい学校生活をおくるために」（アンケート）の実施

- 「楽しい学校生活をおくるために」（アンケート）を年2回（7月・11月）実施後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

(3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(4) 教育相談の実施、電話相談窓口の周知など関係機関との連携した活動を展開する。

5 いじめに対する対処

教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まざるを得ないときには、対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべてを集約する担当を通じて組織に報告・相談する。

いじめに係る情報が教職員に寄せられたときは、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、情報について速やかに組織で協議し、組織的な対応につなげる。

- ①いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し事実の有無を確認する。
- ②いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- ③いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑤事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

いじめの指導は、いじめの解消まで継続的に行う。いじめの解消とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態をいう。

- ア いじめに係る行為が止んでいること（目安として少なくとも3ヶ月以上）
 - イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。）
- （「いじめ防止等のための基本方針」平成25年度10月文部科学大臣決定 平成29年3月改定）

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（児童生徒や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大自体ではないと断言できないことに留意する）
- （「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。